

## 大崎町合同金婚式のご案内

問 保健福祉課 社会福祉係  
☎476-1111(146)

町では、今年結婚50年を迎えられるご夫婦をお祝いする合同金婚式を10月下旬から11月上旬に計画しています。

令和元年度の対象者は昭和44年に入籍され、現在町内にお住まいのご夫婦です。該当される方は8月9日(金)までに申請をしてください。

申請書は、大崎町役場保健福祉課と野方支所に備えてあります。また、地域の民生委員さんからも入手できます。

### 【昨年の様子】



## 大崎町地域包括支援センターだより

問 大崎町地域包括支援センター  
☎471-7828

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「**区分変更**」について取り上げたいと思います。

- **相談内容**…「要支援1」の認定を持っています。最近、転倒して車椅子が必要になりました。介護保険サービスで車椅子をレンタルできませんか。認定の更新時期はまだ先です。
- **対応策**…介護保険サービスで車椅子をレンタルできるのは「要介護2」以上の認定者です。しかし、転倒したことで状態が変化しているため介護認定区分の見直しが必要です。「区分変更申請」について説明します。
- ◆ 介護保険の要介護・要支援認定期間中に、前回調査のときと比べて状態が変化した場合、次の更新時期を待たずに「区分変更申請」を行うことで、介護度を変えられる可能性があります。

介護保険サービスは、介護度によって受けられるサービスの種類や上限額が異なります。よって、介護保険の区分変更申請は「状態が変わって必要な介護量が増えた(減った)から、それに見合ったサービスを使いたい」という意図で実施されるものです。

- ◆ 介護保険サービスを利用中の方は、必ず担当のケアマネジャーにご相談ください。利用されていない方は、役場介護福祉係または地域包括支援センターにご相談ください。